農 政 対 策 資 料
平 成 ２ ９ 年 ７ 月

農 政 を め ぐ る 情 勢

目　　　次

Ⅰ　日ＥＵ・ＥＰＡ大枠合意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ｊ　Ａ 愛 知 中 央 会

今月号のあらまし

Ⅰ　日ＥＵ・ＥＰＡ大枠合意

７月６日、安倍首相は、訪欧先のブリュッセルにおいて、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の大枠合意を発表した。農畜産物では８２％程度の品目で関税を撤廃することを合意内容としている。発効時期について、ユンカー欧州委員長は「２０１９年の早い段階にしたいと考えている」と述べている。

日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の大枠合意を受けて、ＪＡ全中の奥野会長は談話を発表した。政府・与党に対し、「今後、大枠合意の内容によって農業経営や生産基盤確保の取り組みに影響が出ないか徹底した検証を行うとともに、国民・消費者の声にも十分配慮しつつ、農業者との対話と協議のなかで、万全な予算措置や関連法制度の整備をすすめるよう求める」としている。

Ⅰ　日ＥＵ・ＥＰＡ大枠合意

―　豚肉をはじめ、畜産・酪農業等に深刻な影響　―

１．日ＥＵ・ＥＰＡの内容

（１）主な合意内容

○　７月６日、日ＥＵ・ＥＰＡが大枠合意された。農産物では８２％程度の品目で関税を撤廃しており、ソフトチーズ、パスタ、ワイン等、一部品目ではＴＰＰ以上の自由化を受け入れている（ＴＰＰでは８１％程度の品目で関税を撤廃)。主な合意内容は以下の通り。

※大枠合意とは

・これまでの通商交渉で各国と合意に至った段階を「大筋合意」と呼んできた。

・「大枠合意」は大筋合意より完成度は低いとみられる。外務省幹部は「ＴＰＰの大筋合意ほど詰まりきれてなくても合意と言える」と説明、仮に１、２分野が決着しなくても、互いに関心が強く、重要な関税分野などを決着させれば「主要部分は決着した」として「大枠合意」とされる。

【主な合意内容（輸入)】

品目	日ＥＵ・ＥＰＡの合意内容	（比較）ＴＰＰの合意内容
豚肉	低価格帯の従量税（482 円/kg）を 10 年目に 50 円/kgまで削減 ⇒セーフガードは 10.5 万ｔ（10 年目）で発動 高価格帯の従価税（4.3%）を 10 年目に撤廃 ※差額関税制度と分岐点価格は維持	差額関税制度の維持を含め、関税率の削減水準や引き下げのタイミングは一致
チーズ	ソフト系など：3.1 万ｔ（製品ベース、16 年目）の輸入枠を設定、枠内関税は 16 年目に撤廃 ハード系：関税（29.8%）を 16 年目に撤廃	チーズの種類ごとに扱い方法を設定 （例：モッツァレラ、カマンベールは関税維持、粉チーズは関税撤廃など）
脱脂粉乳・バター	1.5 万ｔ（生乳換算、6 年目）の低関税輸入枠を設定	7 万ｔ（生乳換算、6 年目）の低関税輸入枠を設定
牛肉	関税（38.5%）を 16 年目に 9%まで削減 ⇒セーフガードは 5 万 3195ｔ（16 年目）で発動	関税率の削減水準や引き下げのタイミングは一致
米	除外	米国、豪に国別枠（ＳＢＳ枠）を設定
パスタ (ｽﾊﾟｹﾞｯﾃｨ・ﾏｶﾛﾆ)	関税（スパゲッティ：30 円/kg）を 11 年目に撤廃	関税を 9 年目までに 60%削減
チョコレート	関税（10%）を 11 年目に撤廃	11 年目に無税枠 6000ｔ (ｷｬﾝﾃﾞｲ、ﾎﾜｲﾄﾁｮｺﾚｰﾄ、砂糖菓子)
ワイン	関税（15%または 125 円/Ｌ）を即時撤廃	8 年目に関税撤廃

【主な合意内容（輸出）】

品目	日ＥＵ・ＥＰＡの合意内容	（比較）ＴＰＰの合意内容
緑茶	関税（3.2％）を即時撤廃	段階的に6年目に関税撤廃(茶)
牛肉	関税（12.8％＋141.4～304.1 ユーロ/100 ㎏）を即時撤廃	段階的に16年目に関税撤廃(牛生体等)
日本酒	関税（7.7 ユーロ/100Ｌ）を即時撤廃	11年目に関税撤廃(清酒､焼酎)

（２）豚肉

○　豚肉は差額関税制度（分岐点価格（524 円/kg））は維持されたが、ＴＰＰと同水準となった。低価格帯の従量税は現行の 482 円/㎏から 10 年目に 50 円／㎏まで削減される。また、安い豚肉の輸入急増時に従量税を引き上げる緊急輸入制限措置（セーフガード）を設けられる。(詳細等は別紙１の通り)

【豚肉に対する主な懸念】

- 現在、従量税は 482 円/kg となっており、高い部位と安い部位を組み合わせるコンビネーション輸入が一般的だが、従量税が 50 円/kg まで下がった場合、肩肉などの裾物関係の安い部位は単品で輸入される恐れがある。
- セーフガードについても 10 年目以降は従量税 70 円/㎏、従価税 2.2％であり、大きな抑制効果とならない恐れがある。
- 合意後、即座に全米豚肉生産者協議会より声明が出されており、ＴＰＰの発効よりも先にＥＵに適用されることになる場合、米国からの圧力が今以上に増す恐れがある。

（３）チーズ

○　ソフト系チーズは低関税輸入枠が設けられ、枠は初年度の２万トンから 16 年目に 3.1 万トン（生乳換算では約 39 万トン）まで拡大し、枠内税率は段階的に引き下げ、16 年目に無税にする。(詳細等は別紙１の通り)

○　ソフト系チーズでは、ＴＰＰでは関税が維持されたモッツァレラ、カマンベールや関税が撤廃されたシュレッドチーズやおろし及び粉チーズなどがひとくくりにして輸入枠が設定された。

【チーズに対する主な懸念】

- ＥＵ産の高品質なチーズが無税で輸入されることにより国産チーズの価格下落の恐れがある。
- 国産乳製品市場が狭まり、北海道の生乳が今以上に飲用向けに傾斜すれば、国内の酪農家同士の競争が激化する恐れがある。

（４）牛肉

○　牛肉は関税削減で 16 年目に９％とし、豚肉同様、セーフガードを設けた。(詳細等は別紙１の通り)

【牛肉に対する主な懸念】

・ＥＵからは船便で冷凍牛肉しか輸入できないため影響は限定的と見込まれるが、ＴＰＰを離脱した米国が日本に２国間交渉で一段と市場を開放するよう圧力を強めてくる恐れがある。

（５）輸出

〇　日本からの輸出については農林水産品９８％程度の品目が関税撤廃される。牛肉や緑茶、花きについても関税が即時撤廃される。欧州が輸入を規制している豚肉や鶏肉、鶏卵、乳製品も関税を即時撤廃し、輸出解禁に向けた手続きが進められる。米の関税は日ＥＵ相互に除外されている。

【輸出に対する主な懸念】

・関税の撤廃は輸出の好材料となるが、衛生基準など関税以外の規制突破が課題となる。日本からの輸入を規制している豚肉や鶏肉、鶏卵、乳製品については、９月にも欧州の査察団を受け入れ、解禁に向けた協議が進められるが、実際に輸出ができるようになるまでには、欧州向けの輸出施設の認定などの手続きが必要になる。

（６）その他

〇　日ＥＵ・ＥＰＡの大枠合意について、農水省より７月６日付で、農林水産分野における合意内容の概要などが公表されている。

（農水省が示す「農林水産物の大枠合意の概要」は別紙２の通り）

（農水省ＨＰ：http://www.maff.go.jp/j/press/kokusai/keizai/170706.html）

〇　日本農業新聞に掲載された識者の見解を別紙３にまとめた。

２．交渉の経過について

（１）経緯

〇　日本がＥＵとのＥＰＡ交渉は民主党政権時の 2011 年に始まり、2013 年４月の第２次安倍内閣で正式に交渉入りした。2016 年の英国のＥＵ離脱、米大統領選でトランプ氏勝利等保護主義の台頭の流れを受け、大枠合意に向けて急展開で交渉が進んだ。日ＥＵ・ＥＰＡ交渉を巡る主な動きは以下の通り。

【日ＥＵ・ＥＰＡ交渉を巡る主な動き】

2011 年 5 月	日欧定期首脳協議（ベルギー）で事前協議の開始を合意
13 年 3 月	両首脳の電話会談で交渉開始を決定
4 月	第１回交渉会合（ベルギー）
4 月	第５回交渉会合（東京）で、初めて関税撤廃案を交換
5 月	両首脳会談（ベルギー）で早期妥結を目指すことで一致
11 月	両首脳会談（オーストラリア）で 15 年中の大筋合意を目指し、交渉を加速させることで一致
15 年 5 月	定期首脳協議（東京）で、15 年中の大筋合意の目標を再確認
11 月	両首脳会談（トルコ）で、大筋合意の目標を再確認
16 年 5 月	両首脳が、主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）で、16 年の早期に大筋合意を目指すことを再確認
6 月	英国の国民投票でＥＵ離脱が決定
11 月	米大統領選でトランプ氏勝利、ＴＰＰ発効が絶望的に
	日本政府が交渉加速へ主要閣僚会議を設置
12 月	日本政府内で 16 年内の「大枠合意」案が浮上も、ＥＵとの溝埋まらず
17 年 2 月	岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）が 17 年早期の大枠合意を目指すことを確認
3 月	安倍首相が訪欧し、ＥＵや欧州各国の首脳とできる限り早期の大枠合意の必要性を確認
6 月	山本農水大臣がホーガン欧州委員（農業担当）と電話会談 岸田外務大臣、山本農水大臣が、マルムストローム氏、ホーガン氏と協議（東京）
7 月 5 日	岸田外務大臣がマルムストローム氏と会談（ベルギー）し、「大枠合意の達成を確認」
6 日	定期首脳会談（ベルギー）で大枠合意

（２）直近の動向

○　５月２６日、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉に関して、日ＥＵ両国首脳は、首脳会談において、「大枠合意は手の届くところにある」「日ＥＵ双方が政治的指導力を発揮する段階に来ている」等の認識で合意した。

○　６月中旬以降、ペトリチオーネ首席交渉官が来日し、物品市場アクセス、政府調達、紛争解決など日ＥＵ双方の意見の隔たりの大きな課題について、断続的に協議を開催した。

○　双方の交渉団には、日ＥＵそれぞれの首脳級から、交渉をまとめるよう強い指示がなされているとみられるが、とりわけ物品市場アクセスでは、日本側の輸出関心品目である自動車・電子機器、ＥＵ側の輸出関心品目である農産物（乳製品等）をめぐって、双方とも譲らないこう着状態が続いた。

○　３０日、マルムストローム欧州委員（貿易担当）およびホーガン欧州委員（農業担当）来日し、首席交渉官レベルで詰め切れない難航課題について、

岸田外務大臣との間で閣僚級交渉を行った。

○　７月５日、閣僚級交渉は、ブリュッセルに場所を移して引き続き開催され、日本時間５日夜、交渉が大枠合意に達したことを閣僚レベルで確認した。

○　６日、安倍首相は、訪欧先のブリュッセルにおいて、トゥスクＥＵ大統領、ユンカー欧州委員長と日ＥＵ首脳会談を開催した。

○　会談では、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の大枠合意を首脳レベルとして確認し、終了後、その旨を首脳声明として発表した。（別紙４の通り）

○　また、安倍首相は、ＴＰＰ１１への影響、米国の復帰に対する記者の質問に対して、「ＴＰＰから米国が離脱したが、この大枠合意は良い影響を与えるだろう。ＴＰＰの早期発効も促すと思っている」「ＴＰＰ１１と米国の橋渡し役を担っていきたい」と述べた。

○　ユンカー欧州委員長は日ＥＵ・ＥＰＡの発効時期に関する記者の質問に対し「２０１９年の早い段階にしたいと考えている」と述べた。

３．日本国内の動向について

（１）政府

○　７月６日付で山本農林水産大臣は、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の大枠合意にあたり、談話を発表した。

○　談話は、「大枠合意においては、（中略）農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できた」とするとともに、「強い農林水産業の構築のため、交渉で獲得した措置と合わせて、万全の対策を講ずる」としたうえで、農業について具体検討項目を挙げている。

【山本農林水産大臣談話で言及された具体的検討項目（一部抜粋）】

・「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に盛り込まれている体質強化対策を、これまでの実績検証等をふまえ所要の見直しを行い、必要な施策を実施。経営安定対策（牛・豚マルキン等）は、日ＥＵ・ＥＰＡの大枠合意の内容、ＴＰＰの状況等をふまえ必要な検討を実施。

・チーズなど乳製品については、原料乳の低コスト・高品質化の取り組み強化、加工段階でのコスト低減と品質向上・ブランド化を推進。

・パスタ・菓子等については、国境措置の整合性確保及び国産原料作物の安定供給の観点から必要な措置を実施。

・ＥＵ側の関税撤廃等を活かし、畜産物、加工食品等の輸出条件の改善、国内の環境整備をはかる。その他、国内外での消費拡大対策を含め、強い農業構築のための方策を幅広く検討。

○　１１日、定例閣議において、ＴＰＰ総合対策本部を、日ＥＵ・ＥＰＡも含めた国内対策を担当する体制（ＴＰＰ等総合対策本部）に改組することを閣議決定した。

（２）与党

○　７月５日、自民党は、日ＥＵ等経済協定対策本部長西川公也氏、同本部幹事長森山裕氏、同事務総長吉川貴盛氏、同副本部長野村哲郎氏の４名をブリュッセルに派遣した。

○　交渉の大枠合意にあたり、自民党は、「日ＥＵ首脳協議終了にあたっての声明」を発表した。主な内容は以下の通り。

【自民党「日ＥＵ首脳協議終了にあたっての声明」の主な内容】

・今回の合意は、岸田外務大臣、安倍首相に対するわが党からの申入れをしっかり受け止め、特に農林水産物について粘り強く交渉し、厳しい交渉の中で政府与党一体となって全力を尽くした結果と評価する。
・ソフト系チーズについては、意欲ある酪農家の生産拡大に支障を来さないよう、関税割当にとどめ、枠の数量を国産の生産拡大と両立できるものとした。
・豚肉については、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税撤廃期間と輸入急増に対するセーフガードを確保した。
・今後、政府に対して、重要品目の将来にわたり意欲ある農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるようにすることで、確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、万全の対策を実施すること、必要な体制の整備を行うことを求める。

○　１１日、自民党は日ＥＵ等経済協定対策本部を開催した。

○　同本部で岸田大臣は、早期の国内対策が必要であるとの認識を示し、関係者の不安を払しょくするべく、政府として対策に取り組む姿勢を明らかにした。

４．今後の見通し

（１）日ＥＵ・ＥＰＡに関する今後の流れ

○　日ＥＵ・ＥＰＡ交渉そのものは、今後、協定の詳細にかかる詰めの作業や法的な確認を行い、協定書として内容を確定させた後、政府間の署名が行われることになる。

○　そのうえで、日・ＥＵ双方の議会において批准が行われ発効に至る流れとなる（日ＥＵ・ＥＰＡにおいては、その後ＥＵ加盟各国における議会での批准が行われることが想定され、ＥＵ議会における批准は「暫定発効」と位置

づけられるものと見られる）

○　このため、こうしたプロセスを経て協定が発効するまでには、今後さらに２～３年程度の期間を要するものと思われる。

・ＥＵが近年締結したＥＰＡ協定における、合意後協定発効までに要した期間は、韓ＥＵ・ＥＰＡ協定では２年、カナダＥＵ・ＥＰＡ協定では３年となっている。

○　なお、紛争解決など、大枠合意後も決着していない課題については、対策の検討などと平行してＥＵ側との交渉が続いていると見られる。

○　また、関税の将来の見直し協議についてどのように規定が書き込まれるか、また、日豪ＥＰＡ、ＴＰＰとの関連のなかで他国から見直し協議を求められる可能性があるか等について、政府は現時点では明らかにしていない。

（２）国内対策の具体化に関する今後の流れ

○　今後は、７月１４日に基本方針が政府で決定され、それをふまえた与党の国内対策の検討が１７日の週後半に開始するとみられている。その後は秋頃に政策大綱が決定され、それを実施するための平成２９年度補正予算が１２月頃に決定されるとみられている。

【今後の見通し（想定）】

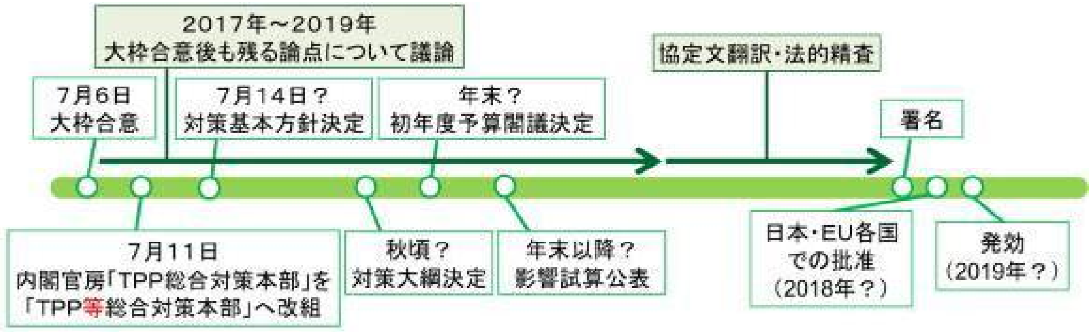

５．ＪＡグループの対応方針

（１）全国

○　日ＥＵ・ＥＰＡ交渉に関して、ＪＡグループでは、６月以降、国会決議にもとづき農林水産物の重要品目の再生産を確保する国境措置等を求めて、取り組みをすすめてきた。

○　６月２７日、ＪＡ全中は東京で５００人規模の「日ＥＵ　・ＥＰＡ交渉に関する対話集会」を開催し、自民党日ＥＵ等経済協定対策本部長西川公也氏、同本部幹事長森山裕氏、公明党日ＥＵ・ＥＰＡ対策本部長上田勇、同本部長

代理稲津久等が出席した。

○　対話集会において、ＪＡグループは、政府および与党に対して、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉に関して以下の３点を要請した。

・平成 28 年 12 月の自民党および衆参農林水産委員会決議にもとづき、豚肉、乳製品等をはじめとする農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、必要な国境措置等を確保するよう交渉を行うこと。 ・わが国農林水産物・加工品の輸出拡大に向けた条件整備をはかること。 ・交渉の状況について、生産現場に対して可能な限り情報開示を行うこと。

○　７月６日の日ＥＵ首脳会談において日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の大枠合意を受けて、ＪＡ全中の奥野会長は談話を発表した。(別紙５の通り)

○　政府は日ＥＵ・ＥＰＡについて、再生産の確保できる国境措置を確保したとしているが、その合意内容や影響等について、現場に十分伝わっていない状況であることから、ＪＡグループは政府に対し、農業経営等に与える影響の十分な検証と、合意内容・検証結果等について現場への丁寧な説明・十分な情報提供等を早期に実施することを求めていく。

○　今後、政府・与党は、大枠合意をふまえた国内対策の具体化に向けて検討をすすめるとしており、ＪＡグループとしても、政府・与党の動向をふまえ、必要な予算措置および関連法制度の確保に向けた取り組みを展開する。

（２）ＪＡグループ愛知

○　７月７日、ＪＡ愛知中央会の前田会長は談話を発表した。(別紙６の通り)

○　１１日、ＪＡグループ愛知は衆議院第２議員会館で県選出国会議員に対して、日ＥＵ・ＥＰＡを踏まえた国内対策や補正予算にかかる要請等を行った。

○　今後も引き続き、政府に対し、大枠合意による国内農業への影響の徹底検証と、農業者が不安を払しょくできる十分かつ中長期的な国内対策を要望していく。

６．その他通商交渉等をめぐる動向

（１）日米ＦＴＡ

○　６月２１日、米通商代表部（ＵＳＴＲ）のライトハイザー氏は上院財政委員会の公聴会で、米国の貿易赤字の解消へ「日本は牛肉などの分野で一方的に譲歩すべきだ」「(牛肉などの譲歩が）貿易赤字の解消に簡単な方法で、少しも日本の負担にならない」と述べ、日本に牛肉関税の大幅削減を求めた。

○　２２日、米通商代表部（ＵＳＴＲ）のライトハイザー氏は議会下院の公聴会で、日本とのＦＴＡが「米国農業にとって、とても重要だ」と述べた。

○　２９日、訪米中の世耕経済産業相はライトハイザー氏らトランプ政権の閣僚、高官と会談し、日米の貿易課題などを協議した。ライトハイザー氏は巨額、長期の対日貿易赤字に懸念を表明し、「日米経済対話」を効果的に活用すべきだと訴えた。

○　７月６日、全米豚肉生産者協議会（ＮＰＰＣ）は日ＥＵ・ＥＰＡの大枠合意を受け、「日本という最大の市場を失うのは耐えられない。日本との自由貿易協定（ＦＴＡ）を求める」と緊急声明を出した。

○　８日、安倍首相はドイツでトランプ米大統領と会談し、日本政府関係者から「トランプ氏からは、日米の２国間貿易赤字と相互的なマーケットアクセスに言及があった」と説明があった。

（２）ＴＰＰ１１
○　７月１２日、ＴＰＰ署名１１カ国は首席交渉官会合を神奈川県で開き、議論を始めた。日本は早期発効を実現するために最小限の修正にとどめたい考えだが、ペルーなどは医薬品のルール部分などを見直すよう求めており、各国の思惑は異なる。

【報道される各国の姿勢】

ＮＺ・豪：
　日本の市場開放に向け、積極的に協定発効を求める。
チリ・ベトナム：
　米国の市場開放と引き換えに医薬品の知的財産保護などルール分野で米国の主張を受け入れた経緯があることから、協定発効に慎重姿勢。
カナダ・メキシコ：
　北米自由貿易協定（ＮＡＦＴＡ）再交渉での米国の動向の見極めを最優先させると見られ慎重姿勢。

別紙1

1．農林水産品の輸出入の概況（平成２８年）

EUからの輸入実績

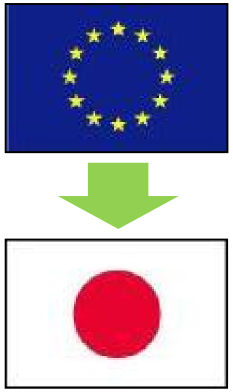

順位	品目	輸入金額（億円）	輸入量	現行関税率
1	アルコール飲料	1,683	21.4万KL	無税～182円/L
2	たばこ	1,675	3.6万トン	無税～29.8%
3	豚肉	1,649	31.4万トン	差額関税制度
4	製材	874	272.3万㎥	無税～6.0%
5	構造用集成材	324	32.8万トン	3.9%
6	ナチュラルチーズ	309	6.8万トン	無税～29.8%
7	オリーブ油	307	5.7万トン	無税
8	ペットフード	277	10万トン	無税、36円/kg等
9	かつお・まぐろ類	268	1.2万トン	3.4%
10	麦芽	154	27.2万トン	無税～21.30円/kg
	農林水産品合計	11,035	ー	ー

EUへの輸出実績

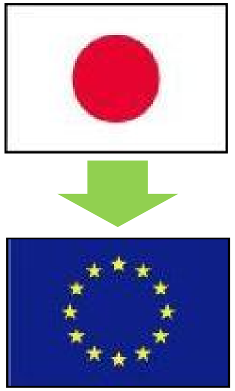

順位	品目	輸出金額（億円）	輸出量（万トン）	現行関税率
1	アルコール飲料	53	0.4	無税～32ユーロ/100L
2	ホタテ貝	35	0.1	11%
3	ソース混合調味料	25	0.4	無税～10.2%
4	緑茶	23	0.06	無税～3.2%
5	醤油	19	1	7.7%
6	播種用の種等	18	0.007	無税、8.3%
7	ラノリン	12	0.1	3.2%
8	牛肉	12	0.01	12.8%+141.1ユーロ/100kg～ 12.8%+303.4ユーロ/100kg
9	メントール	11	0.05	5.5%
10	錦鯉等	11	0.01	無税、7.5%
	農林水産品合計	423	ー	ー

出典：財務省「貿易統計」

2．品目別交渉結果の概要　豚肉

○　基準輸入価格との差額を関税として徴収する仕組みを維持する一方、関税はTPP協定と同じ水準で引き下げ・撤廃。

○　安い豚肉（従量税部分）にかける最大482円/kgの関税を発効時に125円/kg、5年目に70円/kg、10年目に50円/kgと段階的に引き下げ。高い豚肉（従価税部分）については、4．3%を発効時に2．2%にし、10年目に撤廃。

【日EU･EPAにおける合意内容】

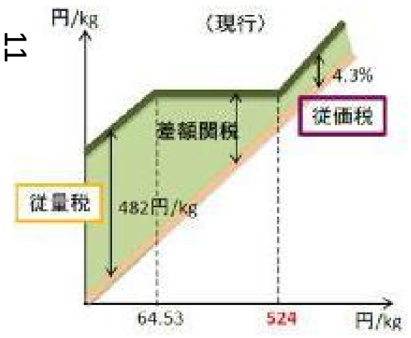

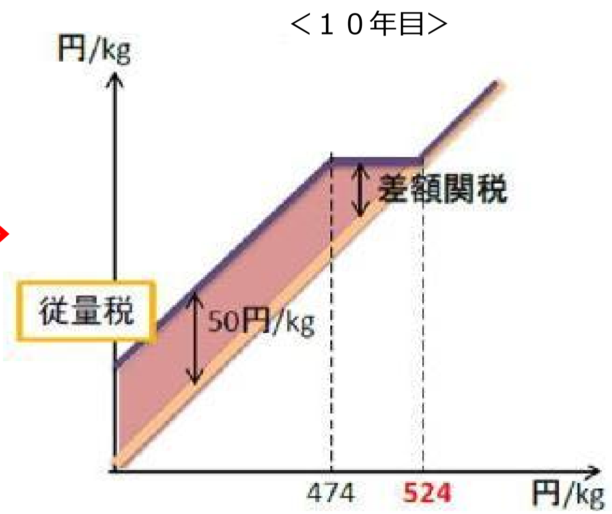

≪差額関税制度≫

輸入豚肉の価格が安い時には、養豚経営保護のために輸入価格と基準輸入価格の差額を関税で徴収し、輸入豚肉価格が高いときには、消費者利益のために低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減する仕組み。

差額関税制度の維持を含め、関税率の削減水準や引き下げのタイミングは、TPPの合意内容と一致

2．品目別交渉結果の概要　豚肉

○　輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100～70円/kgに、従価税を4．0～2．2%にそれぞれ戻すセーフガード（SG）を設置。それぞれ12年目にSGを廃止（SGの仕組みは、TPP協定と同様）。

【従価税部分の関税水準とSG発動時の税率】

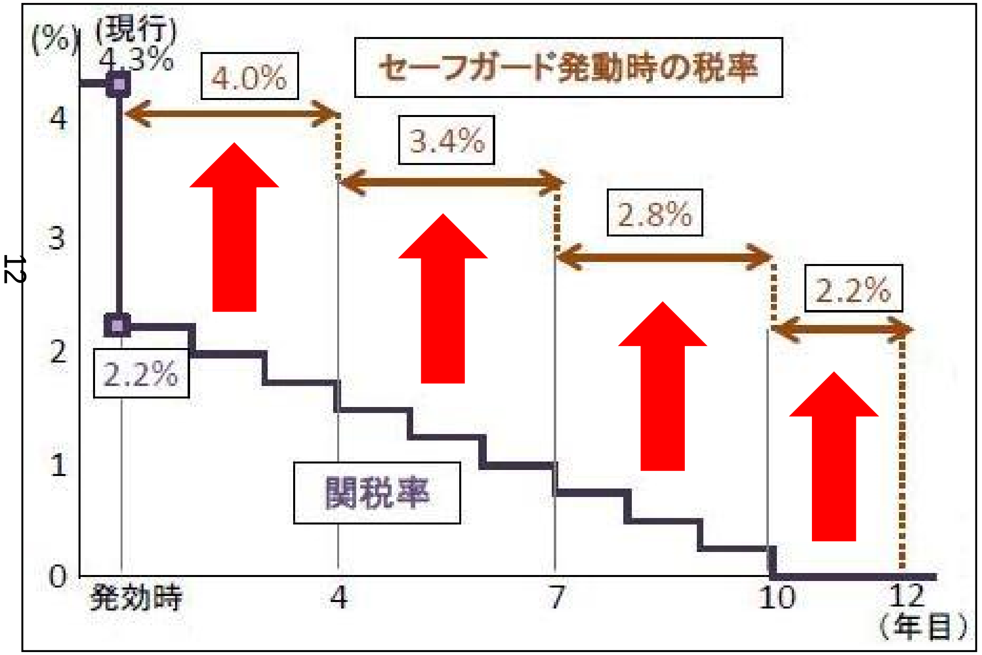

資料：農水省資料より全中作成

【従量税部分の関税水準とSG発動時の税率】

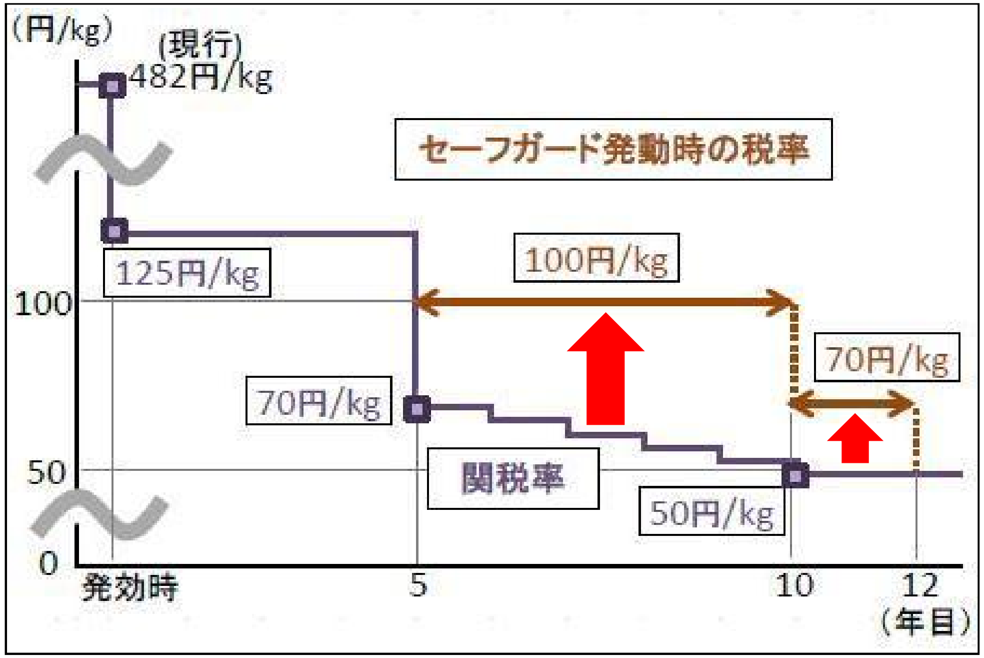

資料：農水省資料より全中作成

【SGの発動数量（%）】

1～2年目	3～6年目	7～11年目
112	116	119

（注）4年目までは全価格帯の輸入量、5年目以降は399円/kg以上の輸入量

【SGの発動数量（トン）】

5年目	10年目	11年目
63,000	105,000	105,000

（注）5年目以降は399円/kg以上の輸入量

（参考）わが国におけるＥＵ産豚肉の位置づけ

【わが国の国別豚肉供給割合（平成２８年度）】

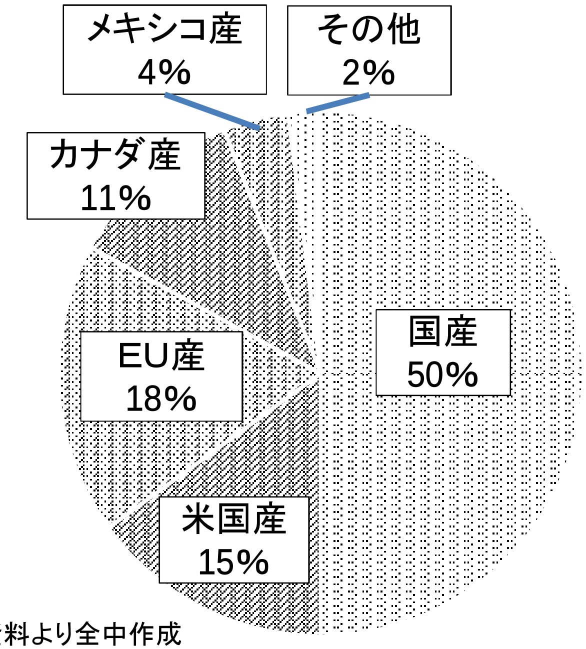

EU全体	（トン）	（%）
	314,000	100
デンマーク	117,000	37
スペイン	90,000	29
オランダ	24,000	8
ハンガリー	20,000	6
ドイツ	17,000	5

資料：農水省資料より全中作成

わが国におけるEUからの豚肉輸入は314千トン（全体の18%）。
米国、カナダは冷蔵豚肉が中心である一方、EUは輸入量のほぼすべてを冷凍豚肉が占める。

【輸入国別豚肉卸売価格（平成２８年度）】

（円/kg）

	国産	米国	カナダ	デンマーク
冷蔵	966	592	631	-
冷凍	829	-	586	606

資料：農畜産業振興機構資料より全中作成

2．品目別交渉結果の概要　乳製品（チーズ）

○　TPPで関税維持とされたソフト系チーズを含め、一括して関税割当枠を設定し、枠内の税率は段階的に削減され、16年目には撤廃。割当数量は、初年度の20，000トンから16年目には31，000トンまで増加し、17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定（TPP協定で関税が維持された品目も無税枠の対象になっている）。

○　熟成ハード系チーズ（プロセスチーズの原料として輸入されるものも含む）は、TPP協定と同様に段階的に関税削減され、16年目に撤廃。

現状	日EU･EPA	（参考）TPP
・ チーズは、種類ごとに20%～40%程度の水準の関税を設定。 ・ このほかに、プロセスチーズ原料用として、国産との抱き合わせを条件に無税とする枠を措置。	≪一括した関税割当を設定≫ 【対象となるチーズ（ソフト系チーズ）】 クリームチーズ（乳脂肪45%以上）、モッツァレラ等、ブルーチーズ、ソフトチーズ（カマンベール等）、シュレッドチーズ、おろし及び粉チーズ、プロセスチーズ 【枠数量】20,000トン（初年度）→31,000トン（16年目） ※17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定→詳細は現在も交渉中 【枠内税率】 段階的に16年目に撤廃 ・ ハード系チーズ等については、段階的に16年目に撤廃。 ・ プロセス原料用チーズの抱き合わせ制度は維持。	・ クリームチーズ、モッツアレラ、カマンベール等は、関税を維持。 ・ ブルーチーズ、チェダー、ゴーダ等は、関税を削減 ・ シュレッドチーズ、おろし及び粉チーズは。関税を撤廃。 ・ プロセス原料用チーズの抱き合わせ制度は維持。

2．品目別交渉結果の概要　乳製品（チーズ）

【関税割当の対象となるチーズ（ソフト系チーズなど）】

チーズの種類	現行関税	日EU･EPA	（参考）TPP
ナチュラルチーズ			
クリームチーズ（乳脂肪45%以上）、モッツァレラ等	29.8%	≪一括した関税割当≫ 【枠数量】 20,000トン（初年度） →31,000トン（16年目） ※17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定 【枠内税率】 段階的に16年目に撤廃 ※枠外税率は維持	関税維持
ブルーチーズ	29.8%		関税削減
熟成チーズのうち、ソフトチーズ（カマンベールなど）	29.8%		関税維持
ナチュラルチーズを加工したチーズ			
シュレッドチーズ	22.4%		関税撤廃
おろし及び粉チーズ（プロセスチーズ）	40%		関税撤廃
プロセスチーズ	40%		関税割当

【関税撤廃の対象となるチーズ（ハード系チーズなど）】

チーズの種類	現行関税	日EU･EPA	（参考）TPP
ナチュラルチーズ			
クリームチーズ（乳脂肪45%未満）	29.8%	段階的に16年目に撤廃	関税維持
熟成チーズのうち、ソフトチーズ（チェダー、ゴーダ等）	29.8%		関税削減
ナチュラルチーズを加工したチーズ			
おろし及び粉チーズ（ナチュラルチーズ）	26.3%		関税撤廃

2．品目別交渉結果の概要　牛肉

○　現行38．5%の関税を発効時に27．5%に下げ、その後段階的に引き下げ、10年目に20%、16年目以降（最終的に）は9%（TPP協定と同様の内容）。

○　関税削減期間中は、EU諸国からの輸入総量を発動基準とした数量セーフガード（SG）を措置（TPP協定と同様の仕組みであるが、発動基準は現在のEUからの輸入量の数十倍）。

【関税率】

	現行	発効時	10年目	16年目
日EU・EPA	38.5%	27.5%	20%	9%
TPP	38.5%	27.5%	20%	9%

関税率の削減水準や引き下げのタイミングは、TPPの合意内容と一致。

【セーフガード（ＳＧ）の発動数量】

（万トン）

	発効時	10年目	15年目	16年目
日EU・EPA	4.35	5.05	5.2425	5.3195
	年1.8%増	年0.9%増	年1.8%増	
（参考）TPP	59	69.6	72.6	73.8
	年2%増	年1%増	年2%増	

EU諸国からの輸入量が発動数量を超えた場合、年度末までセーフガードの税率を適用。
（TPP協定と同じ仕組み）

（参考）わが国におけるＥＵ産牛肉の位置づけ

【わが国の国別牛肉供給割合（平成２８年度）】

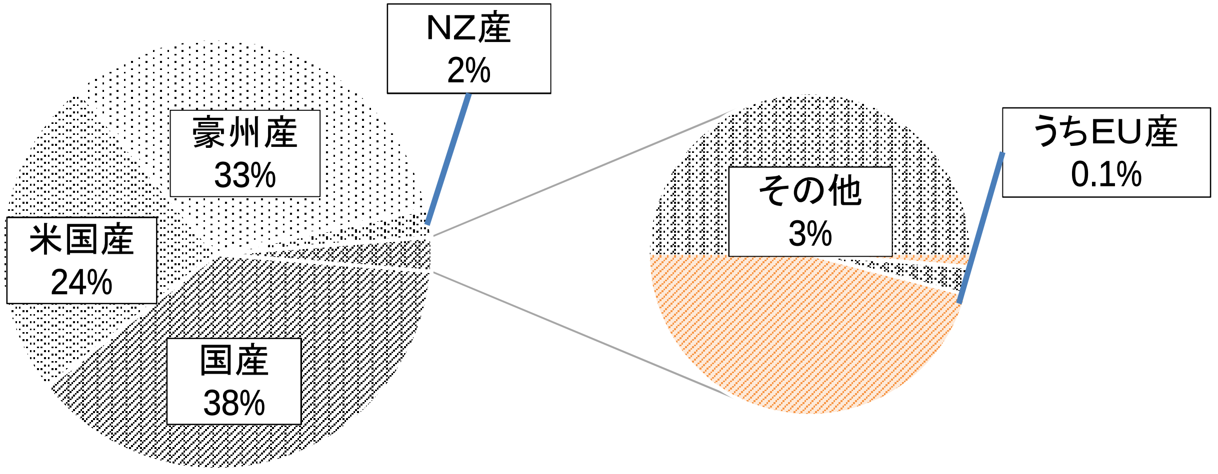

資料：農水省資料より全中作成

	（トン）	（%）
EU全体	576	100
ポーランド	206	36
アイルランド	137	24
フランス	109	19
オランダ	107	19
イタリア	10	2
デンマーク	6	1

わが国におけるEUからの牛肉輸入は576トン（全体の０．１%）。
TPP参加国からの輸入がほぼ全てを占める。

【輸入国別ＣＩＦ牛肉価格（平成２８年度）】

（円/kg）

	米国	豪州	NZ	EU
平均単価	576	576	666	968
冷蔵	747	816	918	2,456
冷凍	370	403	550	677

資料：農水省資料より全中作成

EU産の冷蔵肉には、高級食材である「子牛肉」が含まれるため、高い単価となっている。

日EU・EPA　農林水産物の大枠合意の概要

平成29年7月6日
農　林　水　産　省

１　ポイント

○　大枠合意においては、米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できたと考えています。

○　乳製品のうち、ソフト系チーズについては、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、関税割当に留め、枠の数量を国産の生産拡大と両立できるものにしました。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持し、限定的な民間貿易枠を設定するに留めました。

○　豚肉については、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。

○　牛肉については、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。

○　また、林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保しました。

○　EU 側の関税については、牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）し、EU5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備することができました。

2 我が国のEUからの輸入

（1） 農産物

① 米

- 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。

② 麦

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ごく少量の関税割当枠（EU枠）※を設定（国家貿易・SBS 方式）。

※ 総輸入量の約 0.005%

③ 麦芽

- 現行の関税割当制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- EUからの現行輸入実績を下回る関税割当枠（EU枠：無税）※を設定。

※ 輸入実績の約 4 分の 3

④ 砂糖

- 現行の糖価調整制度（輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度）を維持。
- 粗糖、精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠（無税・無調整金）を設定。

⑤ でん粉

- 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- 近年の輸入実績相当の関税割当枠（EU 枠）※を設定。

※ 糖化・化工でん粉用は調整金を徴収。糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉のうち、片栗粉用等について国産ばれいしょでん粉の購入を条件として無税。

⑥ 豚肉

- 差額関税制度を維持（分岐点価格（524 円/kg）を維持）。
- 長期の関税削減期間（10 年）と輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 従量税削減部分の発動基準数量：5 年目：63,000 ㌧→10 年目：105,000 ㌧

⑦ 牛肉

- 関税削減で 16 年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量：初年度：43,500 ㌧→16 年目：53,195 ㌧

⑧ 乳製品

ⅰ）脱脂粉乳・バター等

・ 脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量※は、最近の追加輸入量の範囲内。

※ 初年度 12, 857 ﾄﾝ→6年目 15, 000 ﾄﾝ（生乳換算）

ⅱ）ホエイ

・ 脱脂粉乳（たんぱく質含有量 34%）と競合する可能性の高いホエイ（たんぱく質含有量 25-45%）について、関税削減に留め（TPPでは関税撤廃）、11 年目以降も TPP における初年度の関税水準の3割を維持。

・ 輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量：21 年目：8, 011 ﾄﾝ（脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準）

ⅲ）チーズ

・ ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当（枠内税率は段階的に引き下げ、16 年目に無税）とし、枠数量※は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。

※ 初年度 20,000 ﾄﾝ→16 年目 31,000 ﾄﾝ、17 年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定。

〔ＴＰＰでの合意内容〕

・ シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ：関税撤廃
・ 熟成ソフトチーズ（カマンベール等）：関税維持
・ 一部のフレッシュチーズ（モッツァレラ等）：関税維持
・ ブルーチーズ：関税削減
・ プロセスチーズ：関税割当

〔ＥＵとの合意内容〕

横断的な関税割当

・ 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ(乳脂肪 45%以下)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（16 年目に撤廃）。

・ プロセスチーズ原料用チーズの国産抱合せ無税の関税割当制度は維持。

⑨ パスタ、チョコレート菓子等の加工品

・ パスタ（マカロニ、スパゲッティ）、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは 11 年目、ビスケットは 6～11 年目に、それぞれ撤廃）。

別紙３

【識者の見解】※カッコ内の日付は日本農業新聞掲載日

（東京大学大学院教授　鈴木宣弘氏　7/13）

・豚肉について「差額関税制度を維持したので影響は小さい」という公式説明にはごまかしがある。大枠合意はＴＰＰと同内容で、差額関税制度は維持されたというよりほとんど廃止されたに等しく、低価格の豚肉への関税は一律50円/kgになる。

・低価格の豚肉関税が最大 10 分の 1 程度に引き下げられると、日本への冷凍豚肉の最大の輸出国であるデンマーク（2015 年でシェア 23%）と近年イベリコ豚ブランドで急増しているスペイン（同16%、２国で冷凍豚肉の４割）からの輸入が低価格で大幅に増加し、影響はＴＰＰ以上に深刻になる可能性が高い。

・米国養豚業界が日本に認めさせたと喜んでいたＴＰＰでの合意内容を先にＥＵに適用されるのでは米国も黙っていない。予想通り、即座に全米豚肉生産者協議会（ＮＰＰＣ）は「米国生産者の利益に反して、他国の生産者に競争優位を与えるような貿易協定には耐えられない。日米間でのＴＰＰでの約束の実現を政権に強く求める。」との声明を即座に発表した。

・「差額関税制度を守ったから高い肉と安い肉を混ぜて524円/kgの輸入価格にして 22.5 円の最低限の関税になるように輸入する行動は変わらず、何ら影響がない」とする政府の説明は極めてミスリーディングである。50円の関税なら、わざわざ高い肉と安い肉をコンビネーションしなくても単品で安い冷凍豚肉を大量に輸入する業者が出てくると考えた方が現実的である。

（明治大学准教授　作山巧氏　7/9）

・発表を見る限り、紛争解決などを巡って双方の立場の違いが大きく、とても「大枠合意」などと呼べない代物だ。この合意水準であれば本来、発表の段階ではない。政治的なアピールを優先したいということだろう。今後も実質的な交渉が続くことになる。

・政権はハードチーズを含め、米以外の重要品目でＴＰＰ並みの市場開放を約束している。直ちに国内に悪影響を及ぼすわけではないが、米国をはじめ他国からの新たな市場開放要求を呼び込むことになる。牛肉は最終９％まで下げることを約束した。オーストラリアからは日豪ＥＰＡの再協議、カナダからはＥＰＡの再開などを求められるのは確実で、米国も今後の２国間協議で牛肉の譲歩を迫るだろう。麦、砂糖、豚肉、ハードチーズなどでＴＰＰ並みを適用したのは誤りだ。そうなったのは、日本が昨年、ＴＰＰ協定を国会で批准したことに一因がある。ＥＰＡ交渉は「前例の有無」が重要で、日本が正式にＴＰＰ協定を決めたことにＥＵが付け込んだ。「既に他国（ＴＰＰ）に約束済みの譲歩はＥＵにも適用せよ」という主張に押された形だ。

（日本大学教授　小林信一氏　7/8）

・今年度から加工原料乳の補給金が見直され、全品目で一本化された。これ

まで他製品より高かったチーズへの補給金を下げた。酪農関係者は国産チーズの増産へ動いているが、畜産経営安定法改正でチーズの生産の先行きが不透明となる。そこにＥＰＡの大枠合意が重なり不安感が増幅した。
・豚肉も打撃を受ける。政府は、差額関税制度を守ったと繰り返すが、ＴＰＰ水準まで譲ったにすぎない。今後もコンビネーション輸入が一般的で国産への影響は限定的というが、ＥＵ産はソーセージなど加工品への仕向が多い。従量税が大きく下がる。なぜ、低価格帯肉の輸入が増えないと言えるのか。経営安定対策事業（マルキン）の早期拡充など、国内対策が強く求められる。

（東洋大学名誉教授　服部信司氏　7/7）
・大枠合意でＥＵ産チーズに設けた輸入枠３万１０００トンはあまりに大きい。国産の直接消費用のナチュラルチーズの生産量を上回る。チーズは国内で需要が伸びている数少ない品目だ。バターや脱脂粉乳にも低関税枠をつくる、国内酪農への影響は必至だ。
・チーズ以外にも、豚肉やワインなど、ＥＵ産の農畜産物はブランド力が高い。ＴＰＰの際に政府は、国産品はブランド力があるから安値の輸入品が増えても競合しないとしていた。しかし対ＥＵ産では難しい。農家は展望が見えない。

（政治評論家　森田実氏　7/7）
・ＥＵには所得補償や農村振興などを重視する農業政策がある。環境が異なる中、日本が大枠合意を受け入れるのであれば、農業は大きな打撃を受ける。自動車で稼いだ分を農業政策に充てるなど、国内での徹底した対策が必要だ。

別紙４

（仮訳）

第２４回日ＥＵ定期首脳協議
２０１７年７月６日，ブリュッセル
首脳声明

安倍晋三日本国内閣総理大臣，ドナルド・トゥスク欧州理事会議長，ジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長は，本日，ブリュッセルにおいて，第２４回の日本と欧州連合（ＥＵ）との定期首脳協議を行い，以下の声明を発出した。

我々，日本及びＥＵの首脳は，我々の戦略的パートナーシップの強固さを再確認し，平和，繁栄及びルールに基づく国際秩序のために協力する決意を示すため，本日ブリュッセルにおいて会談した。我々は，民主主義及び法の支配という共通の価値，並びに開かれた，公正な，全ての人々に裨益する世界経済を共に促進する決意によって，引き続き団結する。これらは，我々を相互に団結させ，国際的により強固にする，平和，繁栄及びルールに基づく国際秩序のための，政治的及び経済的な戦略的パートナーシップの基盤である。

本日は，経済連携協定（ＥＰＡ）及び戦略的パートナーシップ協定（ＳＰＡ）の政治レベルでの大枠合意を祝う，日ＥＵ間の戦略的パートナーシップの新たな章の幕開けとなる日である。

高度に野心的で包括的なＥＰＡは，我々の強固で変化する貿易・経済連携を強化し，未来への道を開く。この協定は，物品，サービス及び投資並びに鉄道を含む調達における市場アクセスに関連する問題とともに，非関税措置並びに地理的表示及び知的財産権の保護に関連する問題に対処することにより，日本とＥＵの経済をより緊密にする。この協定は，我々が将来の更なる緊密な協力のための，国際標準に対する日本とＥＵの共同のコミットメントを新たにし，強化することを可能にする。同時に，ＥＰＡに関する今回の大枠合意により，日本と欧州は，双方の価値を十分に尊重し強化する明確かつ透明なルールを伴う自由貿易が，我々の社会の繁栄を促進するための重要なツールであり続けることを世界及び我々の市民に対し示す。日ＥＵ・ＥＰＡは，保護主義に対抗する自由かつ公正な貿易のための戦略的なパートナーシップの基礎となる。

我々は，我々のそれぞれの交渉チームに対し，日本及びＥＵの双方において，早期に内部手続を開始できるよう，協定の迅速な妥結を指示した。

世界の平和，安定及び繁栄の実現のために共有された責任を持って，日本とＥＵはＳＰＡの大枠合意にも達した。これは，我々のパートナーシップが成長し，新たな種類の挑戦に取り組むことを可能とする，より深く，より戦略的な日本とＥＵの協力のための枠組みを提供する。

ルールに基づく国際秩序が増大する圧力の下にある中で，ＥＰＡ及びＳＰＡは，日本とＥＵのパートナーシップの基盤を形成する，人権，民主主義及び法の支配を含む共有された価値と共通の原則を取り戻すものである。

我々は，明日のＧ２０ハンブルク・サミットに出席する前の機会を捉え，気候変動による地球規模の脅威やその他の国際的な課題に対処するための共同の取組を含め，他の重要な分野における日本とＥＵとの協力について議論した。

別紙５

日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の大枠合意に関するＪＡ全中会長談話

平成２５年に開始された日ＥＵ・ＥＰＡ交渉は、７月６日の日ＥＵ首脳会談において大枠合意が確認された。

４年３か月に及ぶ交渉の過程において、欧州側は農業分野において想像以上に厳しい要求を続けたが、交渉にあたった政府・与党が、わが国農業の立場を粘り強く説明したことで、持続可能な農業の維持、安全・安心な食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等について、欧州側と共通認識に立って合意に至ったものと理解する。

ＪＡグループは、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉に関して、重要品目の再生産に必要な国境措置等の確保を要請してきた。大枠合意では、重要品目について輸入国の実情に対する一定の配慮がなされ、乳製品や畑作物等に関する制度の基本が今後とも維持され得るものと受け止めている。また、輸出条件の改善にも展望が開かれた。

今後、ＴＰＰに加え、日ＥＵ・ＥＰＡが発効すれば、わが国農業は、アジア太平洋地域のみならず、欧州の主要輸出国とも質・量両面において厳しい競争にさらされることとなる。我々としては、既にＴＰＰ関連対策などを活用して足腰の強い農業の確立に注力しているが、こうした取り組みをより一層充実・加速させていく必要がある。

政府・与党においては、今後、大枠合意の内容によって農業経営や生産基盤確保の取り組みに影響が出ないか徹底した検証を行うとともに、国民・消費者の声にも十分配慮しつつ、農業者との対話と協議のなかで、万全な予算措置や関連法制度の整備をすすめるよう求めるものである。

平成２９年７月７日

全国農業協同組合中央会
会長　　奥　野　長　衛

別紙６

会長談話

７月６日、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の大枠合意が発表された。

ＴＰＰや日米経済対話が進められ、生産現場が将来に不安を感じている中での今回の合意は、農業者の将来不安をいっそう増大させるものである。

我々は、これまで政府・与党に対して、農畜産物の再生産が引き続き可能となるよう必要な国境措置等を確保することを求めてきた。

今後、ＪＡグループ愛知は、政府に対し、大枠合意による国内農業への影響の徹底検証と、農業者が不安を払しょくできる十分かつ中長期的な国内対策を要望していく。

また、本県の農業振興と農家所得の向上に向け、ＪＡグループ愛知の「自己改革」を実践していく。

平成２９年７月７日

愛知県農業協同組合中央会
会　長　　前　田　　　隆

農 政 を め ぐ る 情 勢

平成29年7月19日　　２４０部

編集・発行　愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目３番８号
電話 052（951）6944
〈ファクシミリ 052（957）1941〉

印　刷　有限会社 ト リ ム
電話 052（505）7422
〈ファクシミリ 052（505）7485〉